

静岡県人事委員会は、静岡県人事委員会事務局文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則 1-60

静岡県人事委員会事務局文書管理規則の一部を改正する規則

静岡県人事委員会事務局文書管理規則（静岡県人事委員会規則 1-30）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(文書等の管理体制) 第4条 (略)	(文書等の管理体制) 第4条 (略)
<u>2</u> 文書管理者の事務を補佐させるため、課に文書主任を置く。	<u>2</u> 文書管理者の事務（公文書の審査に関するものに限る。）を補佐させるため、課に文書審査主任を置く。
<u>3</u> (略)	<u>3</u> 文書管理者の事務（公文書の審査に関するものを除く。）を補佐させるため、課に文書主任を置く。
	<u>4</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。